

福岡市総合評価方式における公正な競争の確保に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市(水道局及び交通局を含む)が行う総合評価方式において、入札参加者の技術提案書の評価を公正に行うに当たり、必要な事項を定め厳格に実施することにより、不正行為を排除し公正な競争の確保を図ることを目的とする。

(秘密の保持)

第2条 落札者決定基準作成から入札参加者の技術提案書の評価を経て、契約締結に至るまでの一連の業務(以下「総合評価に関する業務」という。)に携わる本市職員は、次の各号に掲げる総合評価に関する情報、及び公開を制限されている情報について、秘密を保持しなければならない。

- (1) 個別の技術提案書がどの企業のものか特定できる情報
- (2) 入札参加者の技術提案書の内容
- (3) 個別工事の提案項目の評価基準
- (4) 技術評価委員名
- (5) 落札者決定前における入札参加者に関する情報
- (6) その他公正な評価を害し、特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのある情報

(落札者決定基準)

第3条 個別工事の落札者決定基準を定めようとするときは、福岡市総合評価方式実施要綱に基づき、中立の立場から学識経験者の意見を聴くものとし、落札者決定基準は、あらかじめ入札公告で明らかにするものとする。

(技術提案書の評価等)

第4条 入札参加者が提出する技術提案書の評価に当たっては、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 入札に当たっては、入札書と技術提案書を同時に提出させ、開札は技術評価点の結果が出た後に行うこと。
- (2) 技術提案書における技術提案及び施工上の提案の評価は、福岡市総合評価委員会の複数の技術評価委員が行うこと。ただし、評価対象工事の発注部署に所属する者は評価を行わないこと。
- (3) 前号の評価は、企業名を伏せた技術提案書にて行うこと。
- (4) 福岡市総合評価委員会は、技術提案書の評価に係る審査を行い、入札参加者の技術評価点を決定すること。

(5) 前号の審査結果は、福岡市総合評価技術審査委員会の確認を受けること。

(不正な働きかけ等を受けた場合の対応)

第5条 総合評価に関する業務に携わる職員は、総合評価に関する業務において、不正な働きかけ又は不正な働きかけか判断に迷う要請を受けた時は、「職員への不正な働きかけ等に対する組織的対応に関する規程」に基づき対応するとともに、福岡市総合評価委員会に報告するものとする。

2 総合評価に関する業務に携わる職員または福岡市総合評価技術審査委員会の委員に対して、不正な働きかけが行われたことが明らかとなった場合、当該働きかけを行った入札参加者および当該働きかけにより不正に利益を得る若しくは得たと本市が認めた入札参加者はその資格を失うものとし、当該働きかけの内容を公表する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年 6月1日より施行する。

この要綱は、平成24年 2月1日より施行する。

この要綱は、平成28年 8月1日より施行し、同日以降入札公告又は、指名通知を行う契約について適用する。